

ライブヒルズ町内会会則

第1章 総則

〔名称・区域・事務所〕

第1条 この会はライブヒルズ町内会と称する。

2. この会の区域は、清田区平岡公園東1丁目から6丁目までの範囲とする。
3. この会の事務所はライブヒルズ町内会館に置く。
(所在地、清田区平岡公園東3丁目11番1号)

〔会員・賛助会員〕

第2条 前条第2項に規定する区域に居住する者は、すべてこの会に加入することができる。但し一世帯を1単位とし、同一居宅内に二世帯以上が居住する場合も一世帯とみなし、1単位とする。

2. 前条第2項に規定する区域に事務所を置く法人、その他団体は、この会の賛助会員となることができる。
3. 新たに会員又は賛助会員として加入するときは、入会の届出をすることとする。
4. この会は、前項の入会の届けのある場合には、正当な理由なく、これを拒んではならない。
5. この会の脱退は、前条第2項に規定する区域に居住しなくなったとき、もしくは本人から脱退の申し出があったときとする。

〔目的〕

第3条 この会は会員相互の親睦と福祉および生活環境の向上を図り、より住みよい街づくりを目的とする。

〔事業と組織〕

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の部を置き、それぞれの事業を行う。

- (1)総務部 本会の総括的な運営事務と各部間の調整に関すること。
- (2)生活環境部 除排雪、街路灯、ゴミ処理及び町内の美化清掃等、地域環境全般に関すること。
- (3)生活福祉安全部 福祉及び交通安全、防犯、防災に関すること。
- (4)事業部 各種行事の計画実施に関すること。

第2章 役員

〔役員・班長・副班長〕

第5条 この会に次の役員及び班長、副班長を置く。

(役員)会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名、会計 1名、
監査 2名

(班長・副班長)丁目毎に班を編成し、各班に班長、副班長各 1名を
置く。

〔役員・班長・副班長の任務〕

第6条 役員・班長・副班長は次の任務を行う。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
3. 理事は会務を分掌し、各部の業務を行う。
4. 会計はこの会の会計事務を管理する。
5. 監査はこの会の会計及び事業結果を監査する。
6. 班長は班内に広報、その他文書の配布、回覧連絡等を行う。
7. 副班長は班長に事故のあるときは、その任務を代行する。

〔役員を選任〕

第7条 役員は、別に定める役員選考委員会で選出し、総会の承認を受けて選任する。

ただし、欠員補充の役員は役員会が承認して選任する。

〔役員任期〕

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補選により選出された役員任期は、前任者の任期の残任期間とする。

〔班長・副班長の選任と任期〕

第9条 班長・副班長は各班内での持ち回り制を原則とし、年度毎に各班で選任する。

2. 班長・副班長の任期は、6ヶ月とし、上期(4月～9月)、下期(10月～3月)の任期とする。

〔顧問・相談役〕

第10条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、会長が役員会の議決を経て総会の承認を受ける。
3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

第3章 会議

〔総会〕

第11条 この会の総会は定例総会・臨時総会とする。

2. 定例総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び決算報告の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他この会の重要事項に関する事
3. 臨時総会は、会員の3分の1以上の要求があったとき、又は役員会において臨時総会開催の議決があったとき、会長が招集する。
4. 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
5. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
6. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合には議長がこれを決する。
但し、会則の変更については第22条の定めによる。

〔総会の議事録〕

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

〔役員会〕

第13条 役員会は月1回の開催を原則とし、会長が必要と認めた場合には、臨時開催する。

〔班長会〕

第14条 班長会の開催は役員会が必要と認めたとき、会長が招集する。その案件は班長交替の引継事項、役割事項その他必要事項を協議する。

第4章 会計

〔会計年度〕

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔会費〕

第16条 この会は会費、市助成金及びその他収入によって運営する。

1. 会費は月額500円を徴収する。
2. 徴収は、4月～3月分(1年分)を4月27日(休日の場合は翌営業日)に会員預金口座より自動引落としとする。但し、ファミリーハイツの会員の会費は、管理組合が毎月徴収する。
3. 入退会の際は、月数で按分して徴収または預金口座に返金する。

〔経費・支出〕

第17条 この会の運営に必要な経費は、会費、その他の収入をもって充て、その支出は予算に基づき執行する。予算計上でない特に急を要する支出は、役員会の議決を経て、これを執行することができる。ただし、この場合は、次の総会に報告し、その承認を受けるものとする。

〔帳簿〕

第18条 この会の会計は次の帳簿等を備えなければならない。

- 1) 会費徴収簿
- 2) 金銭出納簿
- 3) 領収書綴り
- 4) 預貯金通帳
- 5) 備品台帳
- 6) 財産目録
- 7) その他

〔特別会計の設置〕

第19条 削除

〔特定積立金の積立〕

第20条 町内会館の臨時的な修繕、改修資金並びに一般予算の過不足調整資金として、「町内会館管理等特定積立金」(以下「特定積立金」という)を積立する。

2. 特定積立金の積立、又は取り崩しについては、一般予算に計上して執行するものとする。
3. 特定積立金から生ずる預金利子については、毎年度末に当該積立金に繰入れ積立するものとする。

第5章 その他

〔町内会館の管理運営〕

第21条 町内会館の管理運営については、別に定める規則、細則によるものとする。

〔会則の変更〕

第22条 この会則の変更は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を得て、かつ、札幌市長の認可を受けなければ変更することができない。

〔規則・細則等の制定〕

第23条 会長は役員会の議決を経て、この会の運営上必要な規則、細則等を定めることができる。

この会則は平成3年4月21日から施行する。

- | | | | |
|-----------------|------|------------------|------|
| 1.平成 4年 5月 10日 | 一部改正 | 7.平成 16年 4月 11日 | 一部改正 |
| 2.平成 7年 4月 23日 | 一部改正 | 8.平成 16年 4月 11日 | 一部改正 |
| 3.平成 8年 4月 21日 | 一部改正 | 9.平成 20年 4月 19日 | 一部改正 |
| 4.平成 9年 4月 13日 | 一部改正 | 10.平成 25年 4月 20日 | 一部改正 |
| 5.平成 10年 4月 12日 | 一部改正 | 11.平成 28年 4月 16日 | 一部改正 |
| 6.平成 15年 4月 13日 | 一部改正 | | |